

2022年2月吉日

京都大学ここのえ会 タスクフォース一同 【五十音順】

秋 山 咲 恵 (株式会社サキコーポレーション)
浅 山 理 恵 (SMBCオペレーションサービス株式会社)
稲 垣 恭 子 (京都大学理事・副学長)
久 能 祐 子 (京都大学理事)
鈴 鹿 可奈子 (株式会社聖護院八ッ橋総本店)
仲 暁 子 (ウオンテッドリー株式会社)
野 崎 治 子 (株式会社堀場製作所)

「京都大学ここのえ会」の設立について

謹啓 梅花の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

このたび、京都大学出身であり、各方面でご活躍の女性の皆様を対象に、「京都大学ここのえ会」(以下「本会」という)を設立いたしましたので、お知らせいたします。

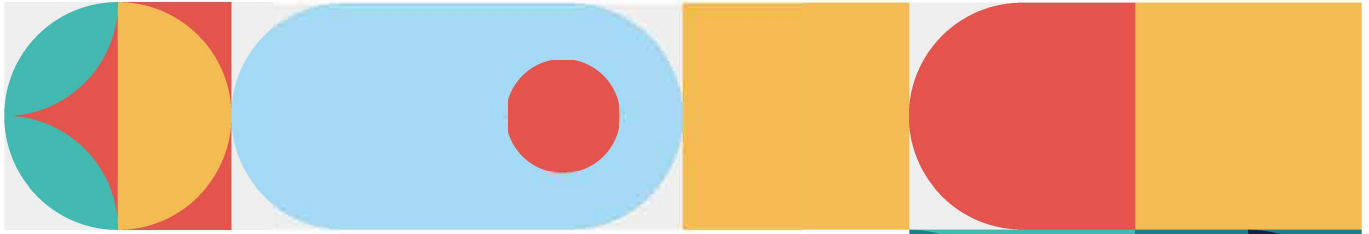
本会は、今まで存在していなかった学部や研究科の枠を超えた京都大学出身の女性のネットワーク構築と、京都大学の女子学生や女性研究者への緩やかな支援を目的とし、2021年11月11日に設立されました。これからは、私たちタスクフォースメンバー7名と皆様とで力を結集して、不確実性の時代を生き抜くための、柔軟で、多様な、新しい社会像を発信することを目指しております。

大学で学んだ学問や、過ごした年代、培われた経験は様々だと承知しておりますが、「京都大学」という同じ学び舎で過ごした仲間として、本会の趣旨をご理解いただき、是非ともご入会賜りたくお願いする次第です。

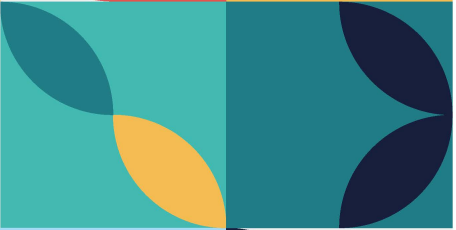
時勢柄、くれぐれもご自愛のうえ、益々のご活躍を祈念申し上げます。

謹白

京都大学ここのえ会事務局
〒606-8501 京都市左京区吉田本町
京都大学総務部渉外課内 (田中、東上)
Tel: 075-753-2225
Mail: kokonoekai@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp



京都大学 ここのえ会



KYOTO UNIVERSITY
KOKONOEKAI

☒ 京都大学ここのえ会設立趣意書 ☒



京都大学は、創立以来築いてきた「自由の学風」の下で世界に伍する研究大学として、先端的で独創性のある研究を推進し、各界で活躍するユニークな人材を輩出してきました。

今後も京都大学が変わらぬ成果を収められるよう、人材の多様性を推進することが肝要ですが、とりわけ女性教員の割合が旧七帝大の中でも低く、湊長博 総長を筆頭に全学をあげて女性教員や、将来の研究を担う女子学生の育成・獲得にも取り組んでおります。

このように京都大学が抱える課題の解決はもちろん、社会全体が持続的に発展できるよう「自由の学風」の下で学んだ者として、柔軟で多様な新しい社会像の構築に貢献していきたいと思っています。

そこで、社会で活躍している京都大学出身の女性が相互の関係を深めながら、ネットワークを新たに構築するとともに、京都大学の女子学生や女性研究者等へ緩やかな支援を行う組織として「京都大学ここのえ会」を創設することといたしました。

京都大学には多くの同窓会や親睦会がありますが、学部や研究科の枠を越えて女性が広く集えるような会は今まで存在しなかったため、本会を通じて交流を深めることで、私たちの母校である京都大学の発展にも寄与し、さらには社会全体に本会の趣旨を発信することを目指していきたいと考えております。

皆様のご理解とご協力を、よろしくお願いいたします。

2021年11月吉日

京都大学ここのえ会 タスクフォース一同 ※五十音順

秋 山 咲 恵 (株式会社サキコーポレーション)
浅 山 理 恵 (SMBCオペレーションサービス株式会社)
稲 垣 恭 子 (京都大学理事・副学長)
久 能 祐 子 (京都大学理事)
鈴 鹿 可奈子 (株式会社聖護院八ッ橋総本店)
仲 暁 子 (ウォンテッドリー株式会社)
野 崎 治 子 (株式会社堀場製作所)



❖ 京都大学ここのえ会設立にあたって ❖



～設立に寄せて～



この度、京都大学を母校とし社会の第一線で活躍されている女性の方々によって「京都大学ここのえ会」が設立される運びとなりました。心からお喜びとお礼を申し上げます。女性活躍の推進は今や最大の国是のひとつであり、大学でも最重要課題として取り組んでいます。「ここのえ会」が、皆さんに続く本学の女子学生や若い女性研究者を支える道標になっていただくことを心から祈念します。

京都大学総長 湊 長博 様



この度は「ここのえ会」の発足、誠におめでとうございます。
女性活躍が真に求められる現在、京都大学のOGには、学風のような自立し、自由で、多様性ある、そういうリーダーとなっていただきたい。そして会の活動が、女性活躍が当たり前な社会の形成を推進する一助となってほしい、と願っております。

京都大学鼎会 会長 澤田 純 様
(日本電信電話株式会社 代表取締役社長 社長執行役員)



(※)京都大学^{かこのえかい}鼎会とは
総長のリーダーシップを応援するため2010年に設立された組織です。
日本を代表する企業のトップが集結し、
2021年10月現在は会員と顧問を合わせて247名(うち、女性4名)が入会しています。

～お声がけについて～

会員資格は、「京都大学への愛校心に溢れ、社会で活躍している又は活躍したいと願う京都大学出身^{*}の女性」といたします。

(※京都大学出身には、大学院出身者も含まれます)

上記資格を満たし、本会の活動にご賛同いただける方は大歓迎ですので、該当する方がお知り合いにいらっしゃいましたら、積極的にお声がけいただきますよう、よろしくお願いいたします。

ひとりでも多くの方のご賛同を得て、「ここのえ会」が盛り上がるようタスクフォースメンバー一同、切に願っております。

京都大学このえ会について



名称について

学歌の「九重に花ぞ匂へる」という歌詞から取り、百人一首の一句にて「いにしへの奈良の都の八重桜 けふ九重にほひぬるかな」（昔、奈良の都で咲き誇っていた八重桜が、今日は平安京のこの宮中でいちだんと美しく咲き誇っていることであるよ）と詠まれたように、古都京都にある京都大学の出身者、女性研究者、女子学生が社会で才能を開花できるようにとの願いを表します。

活動内容

| | | |
|----------------------|----------------------------------|-----------------------------|
| 男女共同参画推進事業の運営や活動への提言 | 京都大学にかかる事業への顕彰活動 | 京都大学出身者及びその諸団体と会員間のネットワーク構築 |
| 京都大学鼎会とのイベントの共催 | 京都大学女子学生、女性研究者及び市民への講演と意見交換の場の提供 | このえ基金への寄附を通じた財政支援 |
| 総会の開催 | | |

会員への特典

| | | |
|-----------------------------|---------------|-----------------|
| 様々な方面で活躍している京都大学出身女性との交流、懇談 | 京都大学の各種行事への招待 | 京都大学からの定期的な情報提供 |
|-----------------------------|---------------|-----------------|

会員資格

- ◆京都大学への愛校心に溢れ、社会で活躍している又は活躍したいと願う京都大学出身の女性

年会費

- ◆一口5万円で一口以上（このえ基金へ寄附）
※寄附については、税制上の優遇措置あり



「京都大学このえ会」ご入会の手続について

● ご入会方法について

入会申込フォーム（右の QR コードまたは下記 URL）からアクセスのうえ、必要事項をご入力ください。

※入会申込フォーム：<https://forms.gle/bjPZ6aHu4jYgnqbe8>

入会申込フォーム

QRコード



【参考 1】会員資格（京都大学このえ会規約第 5 条）

- ・ 本会の会員資格は、京都大学への愛校心に溢れ、社会で活躍している又は活躍したいと願う京都大学出身の女性とする。

● 年会費の納入方法について

下記のいずれかの方法をご利用いただけます。

1. 銀行振込

下記の口座にお振り込みください。

銀行名：三井住友銀行

支店名：京都支店

口座種別：普通

口座番号：8418784

口座名義：国立大学法人京都大学 コリツダ ｲｸﾞｸﾙｲｼﾞﾝｼョウトダ ｲｸﾞｸ

2. Web からの申込み（クレジットカード・銀行振込）

このえ基金寄附申込フォーム（右の QR コードまたは下記 URL）からアクセスのうえ、お手続きください。

※寄附申込フォーム：<https://u.kyoto-u.jp/9ooml>

（上記 URL は各種検索サイトからは検索できませんので、ご注意ください。）

寄附申込フォーム

QRコード



なお、クレジットカードご利用の場合、領収証書の日付はお申込日となりますが、領収証書の発行はカード会社から京都大学への入金後となります。

【参考 2】年会費（京都大学このえ会規約第 16 条、京都大学このえ会内規第 3 条）

- ・ **年会費として京都大学基金内「このえ基金」に 1 口 5 万円、1 口以上のご寄附をお願いします。**

なお、これから納めていただく年会費は、2021 年度※かつ 2022 年度分となります。

※年度は当該年 4 月から翌年 3 月

- ・ 領収証書の宛名については、入会申込書の「年会費の領収証書の宛名」欄で個人名、会社名のいずれかをご指定下さい。
- ・ 入金確認後、領収証書の発行に 1 ヶ月程度お時間を頂戴いたします。この領収証書をもって法人税法、所得税法による税制上の優遇措置（寄附金控除）を受けることができます。詳しくは領収証書又は京都大学基金ホームページをご覧ください。

（<http://www.kikin.kyoto-u.ac.jp/exemption/>）

【お問合せ先：京都大学このえ会事務局】

京都大学総務部渉外課内（田中、東上）

〒606-8501 京都市左京区吉田本町

TEL：075-753-2225

Mail: kokonoekai@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

京都大学ここのえ会規約（案）

（名称）

第1条 本会は京都大学ここのえ会（以下、「本会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会の目的は次のとおりとする。

- (1) 京都大学の女子学生及び女性研究者への支援を行うこと。
- (2) 会員相互及び他の同窓会との親睦を図りネットワークを構築すること。
- (3) 京都大学における男女共同参画推進事業に対する支援を行うこと。
- (4) 柔軟で多様な新しい社会像を構築し発信すること。

（事業）

第3条 本会は、次の事業を行う。

- (1) ここのえ基金への寄附を通じた財政支援
- (2) 京都大学における男女共同参画推進事業の運営や活動への提言
- (3) 京都大学にかかる事業への顕彰活動
- (4) 本会にかかる諸会議等の開催
- (5) 京都大学女子学生、女性研究者及び一般市民への講演と意見交換の場の提供
- (6) 京都大学出身者及びその諸団体と本会会員間の連絡を図り、相互の親睦に寄与する事業
- (7) その他、本会の目的を達成するのに適当と思われる事業

（事務局）

第4条 本会の事務局は、京都市左京区吉田本町京都大学内におき、事務局長は総務部渉外担当部長とする。

（会員）

第5条 本会の会員資格は、京都大学への愛校心に溢れ、社会で活躍している又は活躍したいと願う京都大学の女性とする。

（退会）

第6条 会員が次のいずれかに該当するときは、会長の承認を得て、本会を退会するものとする。

- (1) 会員本人から退会の申し出があったとき
- (2) 会費を期限までに納入しなかったとき

（除名）

第7条 次のいずれかに該当する場合、役員会の議決により会員を除名することができる。

- (1) 本会の名誉を傷つけ又は秩序を乱す行為をしたとき

(2) その他会員として不適切と判断されるとき

(役職)

第8条 本会に役員として次の役職を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名程度
- (3) 理 事 2～4名程度

(役員を選任)

第9条 理事は、総会において会員の中から選出する。

- 2 会長は、理事の互選により選任する。
- 3 副会長は、理事の中から会長が指名する。

(役員職務)

第10条 会長は、本会の代表として、運営を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合は会長の職務を代行する。
- 3 理事は、副会長を補佐し、副会長に事故がある場合は副会長の職務を代行する。

(役員任期)

第11条 会長の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠または増員により選任された者は、前任者もしくは他の副会長の任期の終期を超えないものとする。
- 3 理事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠または増員により選任された者は、前任者もしくは他の理事の任期の終期を超えないものとする。

(顧問)

第12条 本会に顧問をおく。

- 2 顧問は、本会の運営に関し、助言を行うことができる。
- 3 顧問は、本会会員であったものが、別に定める条件を満たした場合になるものとする。
- 4 顧問は、第2項に定めるほか、会員とともに本会の活動に参加することができる。
- 5 顧問は終身とする。ただし、第6条第1号および第7条を準用する。

(会議)

第13条 本会の会議は総会及び役員会とする。

(総会)

第14条 総会は年に1回、会長が招集する。

- 2 総会の議長は、会長とする。

- 3 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 4 総会を欠席する場合は、委任状を提出できる。委任状を提出した者は出席とみなす。
- 5 総会の議決は出席者の過半数の賛成による。ただし、1年の間に総会が開催できない場合は、会長が指定した役員会で必要な議決を行うものとする。
- 6 会長が指名する者は総会に出席することができる。ただし、議決権は有しない。

(役員会)

- 第15条 役員会は会長、副会長、理事にて構成し、会長が招集する。
- 2 役員会の議長は、会長とする。
 - 3 役員会は、役員の過半数の出席がなければ開会することができない。
 - 4 役員会を欠席する場合は、委任状を提出できる。委任状を提出した者は出席とみなす。
 - 5 役員会の議決は、出席者の過半数の賛成による。

(年会費)

- 第16条 会員は年会費としてこのえ基金に寄附するものとする。なお、年会費について必要なことは、別に定めるものとする。

(総会費等及びその他の経費)

- 第17条 会議及びその他の経費が必要な場合は、会員から徴収する。

(決算)

- 第18条 決算は、総会にて報告する。

(規約の変更)

- 第19条 この規約は総会の議決により変更することができる。

(定めのない事項等)

- 第20条 規約に定めのない事項及び別に定める内規については、役員会の議決を経て会長が定める。

附 則

この規約は、2021年11月11日より施行する。

京都大学ここのえ会内規（案）

第1条 京都大学ここのえ会規約(以下「規約」という)に基づき、京都大学ここのえ会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 規約第12条第3項に定める条件は、規約第6条による退会に際し、年会費として延べ10回以上、50万円以上を納めた者から、申し出があった場合とする。

第3条 規約第16条に定める会員の年会費は、1回50,000円とし1回以上とする。毎年4月分からの1年分を9月末までに一括納入する。なお、年度の途中で入会した者は、速やかに納入するものとする。

第4条 規約第17条に定める「会議及びその他経費」とは、本会を運営するうえで必要となる経費の実費額である。

附 則

この内規は、2021年11月11日より施行する。